

# 一枚写真で入選

広報紙部門では「佳作」を受賞



親しみやすい広報へ

第70回県市町村広報コンクールの一枚写真部門において県内二位となる入選を受賞し、広報紙（町村部）部門では、「広報くにみ8月号」が県内三位となる佳作を受賞しました。

同コンクールは、令和6年に発行された広報媒体（応募総数95点38市町村）を対象に実施され、「広報くにみ」は4年連続の受賞となりました。

この受賞は、日頃から取材にご協力いただいている皆さんのおかげです。心より感謝申し上げます。「広報に孫が載って、たくさんの人に声をかけてもらったよ」「今月号の表紙良かったよ」と、広報紙の発行後にうれしいお言葉をかけていただくこともありました。今後も、町の皆さんの輝く姿や笑顔をお届けし、より多くの方に手に取っていただける広報くにみを目指します。引き続きご協力をお願いします。

## 春は異動の季節です

# 大事な手続き忘れずに!!

就職や転勤、入学などで住所が変わる場合は、届出が必要です。この時期は、窓口が混み合いますので、時間に余裕を持ってお早めの手続きをお願いします。 ☎ 住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115



届出内容	届出に必要なもの	届出期限
<b>転入届</b> 町内へ引越したとき	・転出証明書（前住所地で発行したもの） ・国民年金手帳・介護保険受給資格証（資格者のみ） ・小中学生がいる場合は在学証明書 ・マイナンバーカード	引越した日から14日以内
<b>転出届</b> 町外へ引越すとき	・国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証（加入者のみ） ・印鑑登録証 ・マイナンバーカード・子ども医療受給資格者証	転出する前まで
<b>転居届</b> 町内で住所を変更したとき	・国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証（加入者のみ） ・マイナンバーカード ・子ども医療受給資格者証	転居した日から14日以内

本人確認のための書類  
 (1) 1点で確認できるもの（写真付き）  
 マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど  
 (2) 2点で確認できるもの  
 健康保険証・年金手帳又は年金証書など  
 ※外国の方は在留カードが必要です。

・転出届はマイナポータルを通じたオンラインでも可能です。オンラインでの転出手続きは役場への来庁が不要です。  
 ・対象は、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方。（国内の引越しに限りです）  
 ・ご自身での引越しのほか、同一世帯の方の引越しでも利用可能です。  
 ※オンライン提出をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入届の提出が必要です。

▲詳細はコチラ

届出は本人か世帯主、または同じ世帯の方が行ってください。本人か世帯主、または同じ世帯の方が手続きできない場合は、代理人の印鑑が必要です。 ※同一家族で世帯分離されている方は委任状が必要です。

### CHECK 他の手続きも忘れずに!

住所が変わると住所変更の届出以外にも、上下水道、医療保険、納税などの手続きも必要です。詳しくは以下の担当課へお問い合わせください。

**各種手続きの問い合わせ先**

- 住民異動届、戸籍、住民票、印鑑登録**  
住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115
- 戸別受信機**  
住民防災課危機管理係 ☎ 585-2158
- ごみ収集、犬の登録**  
住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116
- 子ども医療、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療**  
ほけん課国保係 ☎ 585-2785
- 障がい者福祉、生活保護**  
福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793
- 高齢者福祉、介護保険**  
福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125
- 児童手当、母子手帳**  
福祉課子育て支援係 ☎ 585-2179
- 納税**  
税務課収納係 ☎ 585-2780
- 上下水道**  
上下水道課上下水道係 ☎ 585-299
- 保育所、幼稚園、小・中学校**  
教育総務課総務係 ☎ 585-2892  
(観月台文化センター内)

## 「言いたい」けど「言えない」をなくす

# 町民意見箱

広く国見町政全般にわたるご意見を伺い、町政に反映させるために「町民意見箱」を設置しました。お寄せいただいた意見や要望について、氏名住所を記載いただいた方には郵送、メール等で回答します。

設置場所 国見町役場（1Fアカマツ広場）、観月台文化センター（1Fロビー）

こんなことがあったら気軽に意見箱を利用してください。

- 良いアイデアがあるから聞いてほしい
- 改善してほしいことがある
- こんなことに困っている
- こうしたら国見町がもっとよくなるのでは
- こんなところを改善してほしい など

メールでのご意見はこちらから



あなたの声をお聞かせください



以下の場合には返答いたしかねますのでご了承ください

- ・誹謗、中傷に類するもの
- ・住所、氏名のないもの
- ・政治活動・宗教活動に類するもの
- ・趣旨が不明確であるもの
- ・同一または類似意見の繰り返しであるもの
- ・その他、意見や提案として取り扱うのが適当ではないもの